契約の管理について

本契約書で定める事項を変更する場合の手続きについて、次のとおり定める。

1. 打合簿の作成
2. 機材調達契約約款第５条に定義する監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、同第６条に定義する業務責任者（以下、「業務責任者」という。）と監督職員及び独立行政法人国際協力機構調達・派遣業務部契約第三課長の職にある者（以下、「契約第三課長」という。）がそれぞれ保管する。

1. 打合簿は、監督職員、業務責任者及び契約第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。
2. 以下の変更を実施する場合、1.に記載の三者による打合簿（以下、これを「三者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。

* 梱包・輸送費の増減を伴わない船積港または仕向港の変更
* 履行期間の変更を伴わない引渡期限の変更
* 履行期間の変更を伴わない技師派遣期間の変更
* 履行期間の変更を伴わない業務完了期限の変更
* 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ機材仕様明細書の変更（備考欄の変更等）
* 梱包・輸送費の増減を伴わない附属書Ⅲ梱包条件書の変更
* 梱包・輸送費の増減を伴わない附属書Ⅳ輸送条件書の変更

1. 以下の変更を実施する場合、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。契約事務取扱細則第25条の各号の要件を満たす場合に限る

* 契約金額の変更（総額の増減または数量の変更等）
* 履行期間の変更
* 機材仕様（内訳明細書）の変更

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上